

様

猪名川町長

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定により、当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

4 報告徴収の責任者

5 報告の期限

6 その他

- (1) 「5 報告の期限」までに「3 報告の提出先」へ報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。
- (2) 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合は、法第22条第1項から第3項の規定により、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に猪名川町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算し

て1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

猪名川町長

住 所
氏 名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項により、年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

2 報告事項

3 添付書類

4 その他

「2 報告事項」及び「3 添付書類」について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

様

猪名川町長

特定空家等立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、下記のとおり立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

2 立入調査日時

年 月 日（ ） 時から

3 立入調査内容

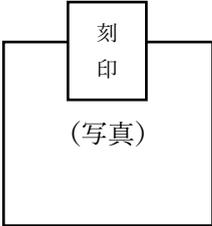
4 立入調査所管部署

5 その他

この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

様式第4号（第3条関係）

（表）

立入調査員証		第 号
所 属		 刻 印 (写真)
職 名		
氏 名		
生年月日		
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
猪名川町長		㊟

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
（立入調査等）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

猪名川町長

管理不全空家等に係る指導書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認めました。

つきましては、当該管理不全空家等が法第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当することとなることを防止するために、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定により指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

- 2 指導に係る措置の内容

- 3 指導に至った事由

- 4 指導の責任者

- 5 その他
 - (1) 「2 指導に係る措置の内容」に示す措置を実施した場合は、遅滞なく「4 指導の責任者」まで報告をすること。
 - (2) 「2 指導に係る措置の内容」に示す措置が実施されず、当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認められるときは、必要に応じて、法第13条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告する可能性があります。
 - (3) 当該管理不全空家等について、法第13条第2項の規定により勧告した場合は、当該管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、その勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

猪名川町長

管理不全空家等に係る勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認められたため、必要な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、当該管理不全空家等が法第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当することとなることを防止するために、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 その他
 - (1) 「2 勧告に係る措置の内容」に示す措置を実施した場合は、遅滞なく「4 勧告の責任者」まで報告をすること。
 - (2) この勧告の対象となる管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
 - (3) 「2 勧告に係る措置の内容」に示す措置が実施されず、法第2条第2項に規定する「特定空家等」となった場合は、必要に応じて、法第22条の規定により、必要な措置をとることとなります。

様

猪名川町長

特定空家等に係る指導書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認めました。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定により指導します。

記

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

5 その他

- (1) 「3 指導に係る措置の内容」に示す措置を実施した場合は、遅滞なく「4 指導の責任者」まで報告をすること。
- (2) 「3 指導に係る措置の内容」に示す措置が実施されず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、必要に応じて、法第22条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告する可能性があります。
- (3) 当該特定空家等について、法第22条第2項の規定により勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

猪名川町長

特定空家等に係る勧告書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、必要な措置を執るよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限
- 6 その他
 - (1) 「5 措置の期限」までに「2 勧告に係る措置の内容」に示す措置を実施した場合は、遅滞なく「4 勧告の責任者」まで報告をすること。
 - (2) 「5 措置の期限」までに正当な理由がなく「2 勧告に係る措置の内容」に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
 - (3) この勧告の対象となる特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、この勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
 - (4) 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

様

猪名川町長

命 令 書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定により命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、法第22条第3項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう命じます。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

- 2 命令に係る措置の内容

- 3 命ずるに至った事由

- 4 命令の責任者

- 5 措置の期限

- 6 その他
 - (1) 「2 命令に係る措置の内容」に示す措置を実施した場合は、遅滞なく「4 命令の責任者」まで報告をすること。
 - (2) この命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
 - (3) 「5 措置の期限」までに、「2 命令に係る措置の内容」に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(4) 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に猪名川町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様

猪名川町長

事前通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が履行されない場合には、法第22条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から5日以内に、猪名川町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

2 命じようとする措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見書の提出期限

6 その他

- (1) 「2 命じようとする措置の内容」に示す措置を履行した場合は、遅滞なく「4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先」に示す者まで報告をして下さい。
- (2) 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

猪名川町長

住 所
氏 名

意 見 書

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第4項に規定により、下記の通り意見を述べます。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

- 2 命令に対する意見
(なぜ改善できないのか、どのように改善する予定か、具体的に記載してください。)

- 3 その他本件に対する意見

(注)

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して添付してください。
- 2 証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付してください。

猪名川町長

住 所
氏 名

意見聴取請求書

年 月 日付け第 号の命令に係る事前の通知書に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の規定により、下記の通り意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途
 - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先

(注)

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載して添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様

猪名川町長

戒 告 書

年 月 日付け第 号によりあなたの所有又は管理する下記の特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記の特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 建築面積
延べ床面積
- (5) 所有者又は管理者の住所及び氏名

2 措置の内容

3 その他

災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に猪名川町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町長を被告として、処分の取消しの訴えを

提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有又は管理する下記の特定空家等について下記の措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 代執行の対象となる特定空家等
 - (1) 所在地
 - (2) 用途

- 2 戒告した措置の内容

- 3 代執行の時期

- 4 執行責任者

- 5 代執行に要する費用の概算見積額

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に猪名川町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町長を被告として、処分の取消しの訴えを

提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

（表）

第 号
代執行責任者証
（役職）（氏名） 上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日
猪名川町長 ㊟
記
1 代執行をなすべき事項 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）
2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第22条 -略-
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
行政代執行法（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様

猪名川町長

緊急代執行実施通知書

あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等は、倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫しており、人の生命又は身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害を及ぼし又はそのおそれがあると認められ、かつ、直ちに周辺的生活環境に影響があると判断したため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第22条第11項の規定により、下記のとおり代執行を行いましたので通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法（昭和23年法律第43号。）第5条の規定によりあなたから徴収します。

記

1 代執行の対象となった特定期空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 代執行に至った事由

4 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

5 代執行に要した費用

円

様式第23号（第9条関係）

（表）

第 号
緊急代執行責任者証
（役職）（氏名） 上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証明する。
年 月 日
猪名川町長 ㊟
記
1 代執行をなすべき事項
2 代執行をなすべき時期

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第22条 一略一
1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
行政代執行法抜粋
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様

猪名川町長

代執行費用納付命令書

年 月 日付け 第 号により通知した代執行に要した費用の金額が決定しましたので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定により、代執行費用を下記のとおり納付するよう命じます。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあることを申し添えます。

記

- 1 納付期限 年 月 日まで
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法 別途納入通知書兼領収証書
- 4 代執行 年 月 日執行

（教示）

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に猪名川町長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。